

山口きらら博記念公園イベント誘致推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口きらら博記念公園イベント誘致推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、山口きらら博記念公園の立地の優位性や豊かな自然、広大なエリア等を活用したこれまでにない大規模イベントの実施に係る経費を支援することにより、本県ならではの「にぎわい」がもたらす県民または地域活力の創出及び、県内外観光客の誘客促進による本県経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、民間事業者、任意団体等であり、かつ、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 山口県税の滞納をしていないこと。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその経営又は運営に実質的に関与している者

(3) 役員等（法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらの者と同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合はその代表者、理事その他これらの者と同等の責任を有する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員

イ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

オ イからエに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の対象及び補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象は、別表1の要件を満たす事業であり、かつ、補助事業者が事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助率は10/10とし、補助上限額は5,000千円とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 補助対象経費の区分は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に通知する。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第3号様式によらなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第4号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、補助事業等が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付等)

第8条 補助金は、規則第12条の規定による補助金の額の確定後、交付するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、規則第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払いにより補助金を交付することができる。

2 事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税の取り扱い)

第9条 収支予算書及び収支報告書の算定においては、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助金の交付要件	
1	令和6年7月1日から令和7年3月9日までの間に、山口きらら博記念公園で実施されるイベントで、会場の予約又は仮予約を行っていること
2	令和3年4月1日以降に、山口きらら博記念公園で実施されたイベントでないこと
3	山口きらら博記念公園で初めて実施されるイベントで、主たるイベントのジャンルが以下でないこと ①音楽イベント ②グルメイベント ③アウトドアイベント ④動物イベント ⑤花火イベント ⑥家具、車両、ハンドメイドを主とする販売・展示イベント
4	期間中の来場者数合計（実績）が1万人以上であること
5	実施するイベント内容が、次のいずれにも該当しないこと (ア) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの (イ) 行政機関が主催するもの (ウ) 目的が公序良俗に反するもの

別表2（第4条関係）

補助対象経費の区分	
会場費	会場使用料、芝生修繕費等
運営備品レンタル費	イベント運営に必要となる備品類のレンタル経費（テント、仮設トイレ等）
会場設営費	イベント運営に必要となる設営等経費（駐車場誘導員配置経費、水道工事費、搬入搬出経費等）